

令和5年第4回天城町議会定例会議事日程（第4号）

令和5年12月15日（金曜日）午前10時開議

開議

- | | | | |
|--------|---------------------------|--|----------------|
| ○日程第1 | 議案第87号 | 天城町印鑑条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第2 | 議案第88号 | 天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第3 | 議案第89号 | 天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第4 | 議案第90号 | 天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について | 町長提出 |
| ○日程第5 | 議案第91号 | 奄美群島広域事務組合規約の変更について | 町長提出 |
| ○日程第6 | 議案第92号 | 令和5年度天城町一般会計予算補正（第3号）について | 町長提出 |
| ○日程第7 | 議案第93号 | 令和5年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第3号）について | 町長提出 |
| ○日程第8 | 議案第94号 | 令和5年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第3号）について | 町長提出 |
| ○日程第9 | 議案第95号 | 令和5年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第2号）について | 町長提出 |
| ○日程第10 | 議案第96号 | 令和5年度天城町水道事業会計補正予算（第3号）について | 町長提出 |
| ○日程第11 | 陳情第15号 | 天城町商工会商工会館建設に係る要望書について | 委員長報告 |
| ○日程第12 | 発議第3号 | 天城町議会議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会の設置について | 吉村元光
議員他12名 |
| ○日程第13 | 建設経済産業常任委員会の閉会中の継続審査について | | 建設経済産業常任委員会 |
| ○日程第14 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について | | 議会運営委員会 |
| ○日程第15 | 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について | | 各常任委員会 |

令和5年第4回天城町議会定例会議事日程（第4号の1）

令和5年12月15日（金曜日）

- | | | | |
|---------|---------|----------------------------|------|
| ○追加日程第1 | 議案第97号 | 山田長満天城町公衆用道路整理基金条例の制定について | 町長提出 |
| ○追加日程第2 | 議案第98号 | 山田長満世界に羽ばたく岡小っ子基金条例の制定について | 町長提出 |
| ○追加日程第3 | 議案第99号 | 山田長満世界に飛び立つ北中の翼基金条例の制定について | 町長提出 |
| ○追加日程第4 | 議案第100号 | 令和5年度天城町一般会計予算補正（第4号）について | 町長提出 |

閉会

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	松山小百合君	2番	平岡寛次君
3番	島和也君	4番	喜入伊佐男君
5番	吉村元光君	6番	奥好生君
7番	昇健児君	8番	大吉皓一郎君
9番	久田高志君	10番	柏木辰二君
11番	前田芳作君	12番	柏井洋一君
13番	平山栄助君	14番	上岡義茂君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 柚木洋佐君 議会事務局書記 實村健太君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	森田弘光君	教育長	院田裕一君
副町長	袴清次郎君	教委総務課長	豊島靖広君
総務課長	福健吉郎君	社会教育課長	和田智磯君
総務課長補佐	宇都克俊君	農政課長	碓本順一君
企画財政課長	森田博二君	農地整備課長	大久明浩君
くらしと税務課長	関田進君	建設課長	宮山浩君
長寿子育て課長	廣田泰望君	農業委員会事務局長	芝健次君
けんこう増進課長	中村慶太君	水道課長	野村秀行君
商工水産観光課長	中秀樹君	会計課長	山田悦和君
		選挙管理委員会書記長	里山浩一君

△ 開議 午前10時00分

○議長（上岡 義茂議員）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

会議を開く前に、町長より情報の提供がございますので、自席からお願いいたします。

○町長（森田 弘光君）

皆さん、おはようございます。議会並びに町民の皆さん方にご報告と申しますか、お知らせをさせていただきたいと思います。

実は青森県の南部町様から天城町内全ての小中学校及び樟南第二高等学校の児童生徒並びに先生方へ南部町の特産といえますか、リンゴを送っていただいております。それで、私宛てに短いお手紙が届いておりますので、これを読み上げて町民の皆さん方にもお知らせと、またお礼を申し上げることができればと思います。時間を頂きます。

師走の候、貴職におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃から格別のご厚情を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、果樹の里南部町では、リンゴの主力品種である「ふじ」が収穫期を迎えておりますが、このたびB&G財団の研修先のご縁がございまして、天城町内全ての小中学校及び樟南第二高等学校の児童生徒並びに先生方へ、当町特産リンゴ「サンふじ」をお送りいたします。太陽の光をたくさん浴びて育ったサンふじは、今年は特に蜜入りがよく、ジューシーな果樹をたくさん含んだ濃厚で甘さのあるおいしいリンゴとなっておりますので、ぜひ皆様で南部町の旬の果物をお楽しみいただければ幸いです。

末筆ではございますが、天城町と南部町との末永い交流と今後ますますのご活躍を心よりお願い申し上げます。

青森県南部町長、工藤祐直様からこのようなお手紙と一緒にリンゴが送られております。12月18日月曜日の学校給食に出されるということでございますので、ありがとうございました。

ちなみに青森県南部町の工藤町長は、天城町でB&G財団のインストラクター研修会が2回ほどありまして、そのために天城町に二度ほど訪れております。その中で意見交換、そういったことの中でリンゴを送りたいという申出がありまして、今回の運びとなったところであります。お礼を申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（上岡 義茂議員）

直ちに本日の日程に入ります。

△ 日程第 1 議案第 87 号 天城町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第 1、議案第 87 号、天城町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第 87 号、天城町印鑑条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、スマートフォン用電子証明書を利用することにより、コンビニ等のマルチコピー機で印鑑証明書の交付を受け取ることができるよう、天城町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから議案第 87 号、天城町印鑑条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第88号 天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第2、議案第88号、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第88号、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由をご説明申し上げます。

内容につきましては、令和5年人事院勧告による国家公務員の給与改定状況等を勘案し、職員の月例給及び期末手当並びに勤勉手当の規程の改定を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから議案第88号、天城町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第89号 天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第3、議案第89号、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第89号、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、令和5年度人事院勧告による職員給料表の改定に伴い、会計年度任用職員の給料表の改定を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから議案第89号、天城町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第90号 天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第4、議案第90号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第90号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、その

提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、地方税法の法規定の新設により、天城町国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから議案第90号、天城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第91号 奄美群島広域事務組合理約の変更について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第5、議案第91号、奄美群島広域事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第91号、奄美群島広域事務組合理約の変更について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、奄美群島広域事務組合事務所の移転に伴い、組合の事務所の位置について、奄美群島広域事務組合理約の変更を行うものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

討論なしと認めます。

これから議案第91号、奄美群島広域事務組合の規約の変更について採決します。お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- △ 日程第6 議案第92号 令和5年度天城町一般会計予算補正(第3号)について
- △ 日程第7 議案第93号 令和5年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正(第3号)について
- △ 日程第8 議案第94号 令和5年度天城町介護保険事業特別会計予算補正(第3号)について
- △ 日程第9 議案第95号 令和5年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正(第2号)について

○議長(上岡 義茂議員)

日程第6、議案第92号、令和5年度天城町一般会計予算補正(第3号)について、日程第7、議案第93号、令和5年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正(第3号)について、日程第8、議案第94号、令和5年度天城町介護保険事業特別会計予算補正(第3号)について、日程第9、議案第95号、令和5年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正(第2号)について、以上4件を一括議題とします。

この4件の議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

議案第92号、令和5年度天城町一般会計予算補正(第3号)について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1億4千305万円を追加し、予

算総額を75億876万8千円に定めようとするものでございます。

その主な項目についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、町税で254万4千円の増額、分担金及び負担金で505万6千円の減額、国庫支出金で890万5千円の減額、繰入金で7千244万5千円の増額、諸収入で379万2千円の増額、町債で7千580万円の増額でございます。

歳出につきましては、民生費で4千301万円の増額、衛生費で2千191万4千円の減額、農林水産業費で1千756万5千円の増額、土木費で1億886万8千円の増額、災害復旧費で1千474万6千円の減額となっております。

その主な内容につきましては、人事院勧告に伴い、該当する款での増額、民生費で社会福祉総務費2千975万3千円の増額、衛生費で公衆衛生総務費2千137万2千円の減額、土木費で道路メンテナンス事業費1千930万円の増額、空港バイパス線改築事業費2千531万5千円の増額、公営住宅建設事業費5千209万7千円の増額、災害復旧費で農林水産施設災害対策費564万6千円の減額、現年度発生補助災害復旧事業費910万円の減額となっております。

また、畜産振興費で、生産資材の高騰や子牛価格下落の影響を受けた畜産農家に対しまして、その経営の安定化を図るという目的で、天城町畜産経営安定対策事業補助金3千万円を計上しております。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議案第93号、令和5年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第3号）について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ7千611万8千円を追加し、予算総額を11億346万8千円に定めようとするものでございます。

その主な項目についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、県支出金6千625万7千円の増額、繰入金891万9千円の増額、諸収入96万8千円の増額でございます。

歳出につきましては、総務費20万8千円の増額、保険給付費6千550万円の増額、諸支出金1千35万3千円の増額でございます。

ご審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

議案第94号、令和5年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第3号）について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ135万8千円を追加し、予算総額を9億1千412万7千円に定めようとするものでございます。

その主な項目について説明申し上げます。

歳入につきましては、繰入金18万9千円の減額、諸収入154万7千円の増額でございます。

歳出につきましては、地域支援事業費80万2千円の減額、基金積立金80万1千円の増額、諸支出金が154万8千円の増額でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第95号、令和5年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、令和5年度人事院勧告に伴い組み替えを行うものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。各会計名とページ数を述べてから質疑をしていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○5番（吉村 元光議員）

議案第92号、一般会計予算補正（第3号）についてでございます。

ページ数は35ページ、畜産振興費でございます。負担金、補助金の中で天城町畜産経営安定対策事業補助金3千万円とございます。一般質問の中でも出てきましたけれども、この補助金は、飼料、そして資材、競り市価格の下落に伴う畜産農家の厳しい中での補助金だと思います。この内容を町民の皆様にも分かるように説明を願いたいと思います。対象牛が期間対象となる期間ですね、これと今後の支払いの事務手続ですか、ここら辺も併せてお願いしたいと思います。

○農政課長（碓本 順一君）

お答えいたします。

畜産振興費の補助金、町単独になりますが、天城町畜産経営安定対策事業。内容といたしましては、今年度4月から3月まで競り名簿に載った全ての子牛を対象としております。

事務手続といたしましては、今議会で補正承認後にすぐ農家の皆さんに申請書のほうを送付いたします。それを返送いただきましたら、早めに、こちらの予定としましては、今日午後発送の準備をしております。年明け早々にも振込の手続が取れないかというところで考えております。昨日申しましたが、4月から9月上旬半期を今回発送いたします。3月の競りが2月頃に確定するかなと思っていますので、その頃にまた9月から3月分、申請書を送付いたして、早めに農家の皆さんへの口座への振込を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありませんか。

○1番（松山 小百合議員）

一般会計予算の補正についてです。ページは11ページ、国庫支出金のところの衛生費国庫補助金についてです。母子保健衛生費補助金について12万6千円、産後ケア事業の補助として、またページがちょっと動くんですけど、31ページのほうですね、保健センターの運営管理費というところで、ごめんなさい、30ページです。委託料、産後ケア事業委託として25万2千円補正が組まれています。事業の内容についてご説明いただけますか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

お答えいたします。

まず、予算の説明をいたします。これは産後ケア、産後出産終わった後にケアが必要な方の保健師のケア用の予算となります。

続きまして、30ページはちょっとお待ちください。すみません、一緒の歳入と歳出の予算となります。

○1番（松山 小百合議員）

産後ケアって3種類あるんですね、宿泊型とデイサービス型と、あとお宅訪問型みたいな。本町ではどのサービスをお受けできるのか。なぜこのような質問を行ったかという、産んだばかりのお母さん、大丈夫だ、たまごクラブ、ひよこクラブ見ているから大丈夫だではなくて、AYTをご覧になっているお孫さんをお持ちのおばあちゃま、おじい様もそうですけど、保健師さん、やっぱりちゃんとした知識、経験がおありの方のそういうお話を聞くだけでも、やっぱり知っているのと知らないのとでは、お子さんの接し方にも変わってくると思うんです。そういうものの充実を図るためにも、内容について周知の場にもなればなということで質問させていただきました。できれば具体的なサービスの内容についてもご説明いただけますでしょうか。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

すみません、産後ケアの内容の資料がちょっと手元にありませんので、また後で説明をいたします。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに。

○1番（松山 小百合議員）

33ページになります。衛生費、公衆衛生総務費のほうになります。合併処理浄化槽設置補助について2千100万減額となっています。先日、議会運営委員会の

ほうでも、こちらのほうはお尋ねさせていただいたところです。職員の方のご説明の中では、こんなに予算何で残したのと言ったら、受ける業者さんが手いっぱいになっていて、年度末までに消化できないから、ちょっと補正でこうやって削減させていただきましたというお話でした。私が先日一般質問でもちょっとご提案したでもあるんですけども、要は町から頂けるこういう補助金に対しましては、例えば手出しが少なければ、そういう補助も利用率も上がってくるのではないかと。この浄化槽の補助につきましても、事務手続の簡素化、要は一度利用者様がお支払いして、それから後日、町から助成金を補助してもらう形ですよ。でしたら、手出し分は町が業者さんに直接お支払いいただくなど、そういう工夫をしていただけたらなと思いついての質問でした。次年度に向けて、例えば合併処理浄化槽の補助の設置に関して、促進するような何かお考えがありましたらお願いいたします。

○くらしと税務課長（関田 進君）

お答えいたします。

今回、一般会計3号補正のほうで2千100万円の減額を計上いたしました。その前に合併浄化槽につきましては、5人槽で16万6千円、7人槽で20万7千円、10人槽で27万4千円とそれぞれ単独から合併、くみ取りから合併とそれぞれ補助があるところです。

今回、2千100万に至った理由も少し説明させていただければと思います。この補助は、循環型社会形成推進交付金の5ヶ年計画のほうでなっております。今回令和5年度ということで、当初で3千900万計上させていただきましたが、4月から11月までの実績で20基ほどになりまして、もちろん来年3月まで取り組んでいくんですが、実績に合わせた形で2千100万の減額とさせていただきました。そして、もちろんこの減額が今後ないように努力していきながら、今後に向けては、窓口やA Y T、広報あまぎなどで合併浄化槽への取り組みを強化していきたいと思っております。

今回、業者の関係ではなくて、あくまでも申込みが当初の見込みよりも少なく、その分の額が減額となっているところです。また、さらに件数を増やすように、窓口でもA Y Tでも広報等を利用して合併浄化槽の推進に取り組んでいきたいと思っています。

○1番（松山 小百合議員）

そうなんです、もちろん周知のほうは徹底していただきたいところです。せっかくいい補助事業ですので、皆様が使い勝手がいいというんですかね、手出しが少なかったらもっと件数が伸びるのかな、使っていただけるのかなというところでのご質問でした。その辺については、また次年度、課のほうでもんでいただいて、皆様

の利用しやすいように手だてを考えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

すみません、続けて質問していいですか。これで最後です。49ページです。教育費、社会教育総務費の自主的学び応援事業費助成金88万8千円減額となっております。たしかこの事業につきましては、先生方の自主的学び応援のような、そういうものに使われると思うんですけども、減額した理由についてお聞かせください。

○社会教育課長（和田 智磯君）

お答えいたします。

この自主的学び応援事業ですが、島外の塾に通う子供たちへの補助になります。今年度は2名の生徒さんが鹿児島の方に行かれまして、その残額の方になります。

○1番（松山 小百合議員）

大変失礼いたしました。追加でまたご質問させていただきます。

島外へのスクーリングのほうの実施の補助ということでしたが、夏期のみならず、冬休み、冬期講習だったり、春期講習だったり、短い期間、例えば1週間だったり、そのほうが保護者としては使い勝手がいいのかな。先日、また、久田議員の一般質問の中での答弁のほうにもありましたけれども、いろいろまた今後検討していきたいということでしたので、夏期のみならず冬休み、春休みについても今後ご検討いただきたいと思います。

以上です。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに。

○13番（平山 栄助議員）

ページ数の21ページ、ユイの里テレビの中のエアコン購入142万7千円の減額になっています。そして節の10で206万円の修繕料が組みまれておりますが、これの説明。それと、ページ48ページ、目の小学校管理費の中の節の1、報酬で192万6千円組みまれておりますが、これの説明。あと44ページの建設課の目の2と4の内容を詳しく説明してもらえないですかね。工事請負費が本工事費が5千200万と、その下の工事請負が1千万。1千万は塩満団地なのか。そこを詳しく説明してもらいたいと思いますが。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

まず20ページです。ユイの里テレビ運営管理費の中の修繕料206万円となっ

ておりますが、これにつきましては、台風災害及び老朽化に伴う修繕料ということでございます。台風6号、7月の30日から8月の10日頃まで台風がありました。その際にケーブル等被害を受けております。その分の修繕ということでございます。また、保険のほうも歳入のほうに84万6千円ほど、その分の保険として入っているところです。また、21ページのエアコン購入の減額でございますが、これにつきましては執行残ということでございます。

以上です。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

44ページの目の2、公営住宅建設事業費で工事費5千200万円の増額をしております。当初、工事費を1億7千100万円見ておりましたが、今回、基礎をボーリング調査を行いました。去年造りました大和川団地、平成27年に造りました名須A団地のRCの二階建てがあるんですが、それと同等ぐらいの基礎工事に、基礎というんですか、コイルセメントを入れるんですが、その工事が同じ深さぐらいで大丈夫だろうということで計画しておったんですが、ボーリング調査の結果、その倍ぐらいの深さが入りまして、基礎工事でまず1千万円増えております。さらに今年の3月に国が共通費、いわゆる共通仮設費とか現場管理費、一般管理費の計算式を変更してきました、それが県のほうで確定したのが令和5年6月1日付の設計書からその計算式を用いなさいと。

これ簡単に言いますと、今まで普通に難しい計算式だったやつに、今度は工期を勘案した経費の計算にしなさいという科目なんです、それによりまして大体経費で1千万増えてきました。外構工事、今お配りしました、議会始まる前にお配りさせていただきましたナンバー3の1とナンバー3の2で今図面を書きまして、当初、外構にそれほど金がかからない予定だったんですが、今回建てるエリアと、また闘牛場のほうに行くのとあと6mぐらい下に平地があるんですが、その間の境界の法面ですね、斜面が非常に状態が悪いということが、伐採して測量したら分かりました。ということで、その法面の工事と、あと外周のブロック積みとか境界等のブロック積み、もろもろその辺の地盤も悪かったですので、土の入替え等々ありまして、その外構工事でおおよそ2千万円ほど増えております。

さらに、いわゆる県単価、RIBC2というので、県単価使ったり見積りしたりするんですが、その辺の少しの5%程度の値上がり、そういうのがありまして、今回5千200万円という大きな補正になってしまいました。少し見通しが去年の段階で悪かったということは反省しております。よろしく願いいたします。

それと1千万円、目の4住宅等ストック総合改善事業費、平山議員がおっしゃら

れるように、塩満団地南側の2棟8戸の改修を当初予算で工事費を6千600万円見ておりましたが、いろいろ調査、設計入れたところ、いろんなところ外壁の補修、屋上の防水、その他、少し使い勝手が悪いということで若干増築を今考えておまして、その辺設計を積み上げた結果、1千万円ほど足りなくなるなどということで、今回また1千万円の追加で補正をさせていただきました。

○議長（上岡 義茂議員）

先ほどの松山議員の質疑に対し、中村けんこう増進課長より答弁があるそうです。

○けんこう増進課長（中村 慶太君）

すみません、産後ケア事業実施要綱に基づきまして、3パターンありまして、宿泊型とデイケア型、あと訪問型。宿泊型は母子または産婦を病院または助産師等に宿泊させ、休養の機会を提供するとともに心身のケアや育児サポート等支援を実施する。デイケア型、日中、実施施設において個別または集団で助産師等による育児相談、育児技術の指導を実施する。訪問型、妊婦に対し、乳幼児居宅へ助産師または保健師が訪問し、母体及び子供のケアを行うとともに今後の育児に資する指導を実施するとなっております。

○教委総務課長（豊島 靖広君）

お答えいたします。

ページ48ページ、小学校管理費、報酬費の増です。会計年度任用職員報酬費の増、こちらですけど、各小学校に支援員、図書司書、用務員、教員業務支援員等を配置させております。この方々の人勤に伴う増となります。

○13番（平山 栄助議員）

総務課長ですね、入札残と言われますけど、142万7千円の入札残というのは、めちゃくちゃ金額大きい気がしますよ。

それと、その下のほうで目の節で豊かなふるさと基金運営費の中で195万5千円、これ役務費と使用料及び組み替えなのか。

それと町長、建設課長、こういう大事なことは、全員協議会あたりでもうちょっと、1枚目なんか我々の目で見えないですよ。だから、もうちょっと親切味があってもいいんじゃないかなと思いますよ。そうしないと、建設経済委員会では説明されたかも分かりませんが、我々総務ではちょっと所管も違いますので、やっぱりこういういった大事なこと、空港バイパス線もひっくるめてですよ、急に持ってきてどうぞと言われても、見る暇もね、今たまたま質疑したからそういう答弁されたかも分かりませんが、やっぱりもう少し、お互い議会と課長ですから、議長がおられますからね、やっぱりもう少しA4の大きいのにして、こうこうですよと、1から10まで説明しないと、ちょっと分かりづらいですよ、これじゃ。はい、議決しな

さいと言われても、それこそまた何言われるか分かりませんが、やっぱりそういった姿勢があってもしかるべきだと思いますね。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

申し訳ございませんでした。A Y Tのエアコン購入でございますが、スタジオ内のエアコンの入替えということで、当初予算で260万7千円予算計上しておりました。実際には118万円の入札ということで、その残額分142万7千円の減額ということでございます。

○議長（上岡 義茂議員）

平山議員、よろしいですか。

○総務課長（福 健吉郎君）

大変申し訳ございませんでした。その見積りの段階で非常に過大な見積りで予算を計上していたということでございます。今後、見積りはしっかりと取るようにしたいと思います。

○企画財政課長（森田 博二君）

お答えいたします。

21ページ、豊かなふるさと基金運営費について、役務費の広告料の195万5千円の減額で、その下、使用料及び賃借料195万5千円の増額ということで組み替えではありますが、実際これ広告料というのが、ネット上のふるなびとか、そこあたりに載せている広告料ということで当初予算を計上しました。ただ、中身の詳細してみますと、広告料というよりは使用料、そこをクリックして中に入っていたりして、性質上、使用料のほうがふさわしいんじゃないかということで、今回組み替えさせていただきました。

○13番（平山 栄助議員）

今総務課長もありましたが、町長、副町長も誕生しておりますので、一般質問ではありませんが、やはり当初予算で予算組みますよね。そしたら、これを買う、購入予定です。そしたら例えば、テレビだったらパナソニック系もあれば、東芝もあればいろいろ種類があると思うんですよ。やっぱりこの品物を買えば、こんだけ予算が浮く。そういう説明だったら理解もしますよ。どうも安易に予算を組んであるからって、これこれしかじか、ちょっと無駄な支出が大いに見受けられますね。やっぱり各主管課長がやっぱり自分の部下をちゃんと教育しないと、例月監査、呼んでも呼んでもなかなか直らない。そういうところが見受けられますね。

それと今、こういう徳之島町とすぐ引き合いに出ますが、徳之島はまだやっぱり5億近くのふるさと納税が入っていますよね。天城町のそういうちょっと遅れとい

うのがそこにあるんじゃないかなと思うんですよ。向こうが一生懸命している。いや、向こうは職員がおるとか、向こうはネットにこうしてお金払っているとか、そういう言い訳じみたことはもう要らないですよ。やっぱりもっともっと進まないといつまでたっても差は縮まらないと思うんですよ。そういうところですね。備品購入においても、もう少し厳密に見て、これが本当に必要なんだと。買うのはいいんですよ。そして、これを買ったから倉庫にしまっていた。そういう例もありますかね。教育委員会でもありましたよ。天中で琴を買って、使う人はいない。布切れをそのままかぶせてあった、そういう例もありますので。やっぱり本当に必要な備品は必要でしょう。そういうところも判断されて、今後、過去いろいろありましたので、ちょっとそういうことを苦言を申しておきます。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（久田 高志議員）

2点ほどでございます。1点は、先ほども質疑が出ております、35ページ、畜産の経営安定対策の補助金。競り名簿に記載という説明を受けておりますが、ちょっと気になることがございました。一応チェックをしていただきたいのが、欠場牛がいるわけですよ。そうすると、その後の競りにすると2回計上されたりもそういうこともありますので、そういったところはしっかりとチェックをしていただきたいと。

あとは、今平山議員もちょっと触れましたけれども、非常に懸案しております。空港バイパス線改良事業費2千500万もの増額がなされておりますが、理由と、どっちみちやるんでしょうけれども、こういったもろもろの説明を一度いただきたいと思います。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

空港バイパス線です。当初3千万円の工事費を組んでおりました。今回2千500万円増額させていただいております。今、平山議員のほうからお叱り受けましたが、お配りした2の1、2の2、2の3とつけております。当初計画で約100mの路線の側溝、舗装等の計算をしまして予算を組んでおりました。警察の公安委員会のほうに交差点協議を提出して、警察のほうから回答を頂きました。空港岡前線との交差点はこういうふうにしてください。また、空港のループ道路との接続はこのようにしてくださいというお答えでした。当初、ループの一番北側から直接回って空港岡前線に抜ける想定をしておったんですが、いろいろ設計をして、警察とかまたうちのほうで設計し直したところ、そこでいきなりループをしてその

まま真っ直ぐ出るのは、交通上少し危険かなということで、その回った後で左折をして空港岡前線のほうに抜けるというふうな設計に変えております。いろいろもろもろありまして、その交差点の形状が変わったり、その下の排水路計画が少し流量計算したときに排水構造物が大きいものになったり、空港岡前線辺りの排水路が自由勾配側溝を使わなくいけなくなったりですね。また、ループのほうに回って歩道で歩いていきますと、空港ビルのほうまで歩いていくんですが、その人が歩く歩道、いわゆる歩道というところのガードパイプをつけなさい、そこにL型擁壁を入れましょうとか、いろいろもろもろ警察のほうから回答がありました。そういうのをまた再度設計で積み上げたところ、大体今の2千500万円ほど計算が上がっていきました。また、あと若干、道路の法面の幅を少し余裕を大きくして、少しですが、すみません、図面見づらいと思うんですが、標準断面図のほうで歩道から先ですね、1m少し幅を余裕を持たせて構造物を入れるというふうにしております。そういう変更等がありまして、今回2千500万円の増額になりました。

○9番（久田 高志議員）

この増額、もちろん流量計算、非常に危惧しているところでございます。これは、そもそも空港は県の管理だと思っておりますが、この道路を入れることによって、空港の敷地内の、要は側溝も町で整備しないとイケないという状況になったわけですね。流量計算した結果ですね。ここの新しくしているこの赤い線のところはそういうことですよ。

○建設課長（宮山 浩君）

すみません、この右にぐるっと下のほうに回っている赤い線につきましては、側溝の入れ直しでなくて、ここの歩道とかガードパイプ、そういうのをここに入れていきたいと思いますという図面です。水路をこっからループと今度の空港バイパス線の交差点から下のほうに、いわゆる北のほうに側溝を入れ直すということではございません。

○9番（久田 高志議員）

歩道にしても、県の管理のところに道路を入れるから、歩道まで整備しないとイケなくなって負担が増えたということですよ。そもそもこういったものも、県に事前に要望しとくべきだと思います。この件ですね、もちろん関係する地権者のほうから寄附を頂いたりとかそういうこともなっておりますが、この道路用地に関してはどういう状況になっているのでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

道路用地については、当初、予算を計上しておりまして、道路用地、今回いろいろ交差点協議等いろいろ終えて、用地面積を確定した後、売買契約を結ぶとなって

おります。

○9番（久田 高志議員）

すみません、先ほど平山議員が言われたとおりに、要は建設経済の委員会でも説明があれば、ここでここまでする必要はないと思うんですけども、ちょっと長くなると思います。大体当初で積算をしていた金額があります。大体それとどのぐらいの用地費用の積算をされているのでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

当初、いわゆる取得面積が大体1千m²を考えておきまして、当初予算では、1千m²に対して300万円を予算づけをしておりました。今回、少し幅員、法面等購入面積が若干少しだけ増えますので、今回30万1千500円の補正をさせていただいて、用地を取得していきたいと考えております。

○9番（久田 高志議員）

さらにこの図面を見ると、やっぱり地権者から何か要請があったんですか。その土地を購入して道路を入れるに当たり、取付け道路らしきものが2ヶ所、3ヶ所出ているんですが。それと、先ほど課長が言いました、北側からのループからどうのこうのとか言っていましたけれども、以前、堤防問題で解体したその場所に、そのまま思いどおりに道路が整備されるわけでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

今、防波堤を解体したというのは、もうちょい南のほうだと思っております。今入れる位置ですけども、いわゆる交通の安全、そういうのを警察とか、またあと設計のほうと考慮した結果、今もともとあった北のほうから少し南に移しております。特にそういうことでは。また、取付け道路、これが通常、いわゆる道路改良事業とかそういうのをやる場合は、地権者の方の意向を聞いて、取付け道路というのは設計に盛り込むものになっております。

○9番（久田 高志議員）

その取付け道路の数ですよ、数。あまり要望を聞き過ぎじゃないんですか。

○建設課長（宮山 浩君）

1筆、右、左に分かれます。1筆あたりに通常は1つです。今回も右に1つ、左に2つですので、それほど多いとは感じておりませんが、すみません。

○9番（久田 高志議員）

それは感覚の違いですね。私は多く感じます。入口側、東側の2本に関してはかなり予算が膨れていると思うんですが、もう少し西側のところにするのであれば、両方1ヶ所ぐらいずつ造ってあげる。そのぐらいの条件じゃないと、あれがもとも

と道路があつてなら別なんですよ。どっち側からも下りるところありますがね。それを横から2つも3つも増やしてあげるといのは、利益供与に当たらないでしょうかね。寄附金もらったからですか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

そこ、いわゆる地権者、また分筆をして道を通す等においては、今後の利用、その土地をどういうふうに地権者の方が利用するか等も含めて、こちらとしては計画のときに取付け道路等を設計していくものですので、特に利益供与、そういう意味じゃなくて、協力をしていただいているので、その後その土地をどう利用するかということによって取付け道路、畑なんかもそうですし、宅地がもともとあったところなんかも、もともとあった取付け道路の勾配、縦断の高さが変わったりした場合にそういうことを考えて、地権者の方の意向をなるべく沿うような形では、取付け道路は今までも設計してきたと考えております。

○9番（久田 高志議員）

当初、私の記憶違いですかね。土地を提供するというので、道路を入れてほしいという要請があった記憶があるんですが、私の間違いでしょうか。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。11時10分から再開します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時09分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

碓本農政課長より畜産に関する答弁があるので。

○農政課長（碓本 順一君）

お時間頂きありがとうございます。先ほどの経営対策事業補助金の件です。畜産農家の皆さんにとっては大切なことですので、要綱に沿って、再度、要件をご説明いたします。

まず、この補助金の対象農家さんは、町内に住所を有する繁殖農家となります。対象の子牛は、令和5年4月1日から6年3月31日までの間に、徳之島中央家畜競り市において子牛を出荷した農家さんになります。出荷時または自家保留時の月齢が12ヶ月以上、いわゆる成牛と言われる牛につきましては対象外となりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（久田 高志議員）

ちょっとさっきの続きです。用地に関しては、前地権者と今の地権者ということで、私の勘違いがあったようでございます。

あと、空港側に隣接するこの場所、以前解体したその辺との関連はどうなっているんでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

以前、防波堤をどっか南のほうから少し解体はあったと思うんですけども、今回はまた新たに道を通すために、その部分だけは取壊し工で取り壊して道を通すことになると思います。

○9番（久田 高志議員）

分かりました。ならよかったです。堤防を解体したところに道路を通すのであれば、以前お約束も一筆入っているようですので、そこに道路通しても、人も車も通さんとかいう話がありましたので、そこなら仕方ない。

ただ、この接続部分に関しては、もう一度、再度検討して、誤解を招かぬないように、やはり寄附金も頂いているところなんですので、寄附金頂いてこういった事業に着手する中で、やはりそこにまたそのまま還元するような形であれば、少し目的がおかしいのかなと思いますので、その辺も含めて、あまり乗り気ではないのも事実です。やはり空港が水没することが非常に懸念されておりますので、その辺も流量等はしっかりと調査しながら、万が一のときの、ある程度県も許可を出せば県側にも責任があるでしょう。申請する町側もやはりそれだけの責任があると思っておりますので、しっかりとした対応をしていただきたいと思います。

私は以上です。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありませんか。

○13番（平山 栄助議員）

今の件ですが、空港から空港岡前線に出てきますよね。両サイドに一時停止の印はあるんですが、将来的にどうしても、うおっちょもでき、交通量は自然と増えてくると思うんですよね。その場合は、それは警察署の管轄になると思うんですが、やっぱり黄色の点滅信号あたりも考えていったほうが、一時停止だけではどうしても飛び出す可能性が強いですので、そういったことも考えておいてください。交通量が増える可能性は濃厚ですので、そこは空港岡前線との万が一の接触事故等

も予想されますので、そういったことも考えておいていただきたいと思います。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（平岡 寛次議員）

私も今の空港バイパス線についての関連の質問でございます。

この空港バイパス線が施工されるに当たりまして、この道路の北側に位置するところに民家がございます。その民家は、たしか昨年の集中豪雨のときに被害を受けていると思います。床上浸水などですね。町のほうから見舞金なども支援をされていると認識をしておりますが。この空港バイパス線を入れるに当たって、その民家の排水対策こういったところ、これは町の範疇になるのか、県の範疇になるのか分かりませんが、そのあたりも十分検討に入れて、今後、集中豪雨等で近隣の方々の被害が出ないように対策を進めていただければと思っております。

以上です。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

今の話、すみません、私が認識しておりませんでした。再度、今のお話を基に調査をして、その敷地の排水がつながっているのがどの側溝なのか、ちょっと調査をさせていただいて、平成24年に冠水した際の水の高さとその宅地の高さ、排水の高さ等を見て、それでも水が海のほうに流れるような何か方策を、この事業を行いながら同時に取りかかってみたいと思います。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はございませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

これで質疑を終わります。

これから議案第92号、令和5年度天城町一般会計予算補正（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから議案第92号、令和5年度天城町一般会計予算補正（第3号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第93号、令和5年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから議案第93号、令和5年度天城町国民健康保険事業特別会計予算補正（第3号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第94号、令和5年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第3号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから議案第94号、令和5年度天城町介護保険事業特別会計予算補正（第3号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第95号、令和5年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第2号）について討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから議案第95号、令和5年度天城町徳之島ダム小水力発電特別会計予算補正（第2号）について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 議案第96号 令和5年度天城町水道事業会計補正予算
(第3号) について

○議長(上岡 義茂議員)

日程第10、議案第96号、令和5年度天城町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長(森田 弘光君)

議案第96号、令和5年度天城町水道事業会計補正予算(第3号)について、その提案理由のご説明を申し上げます。

内容につきましては、水道事業費用及び資本的支出の組み替えでございます。

その主な項目についてご説明を申し上げます。

営業費用の修繕費38万7千円の増額、人事院勧告に伴う職員給与費等96万5千円の増額、賃借料135万2千円の減額、建設改良費の旅費8万1千円の増額、消耗品費78万4千円の減額、基幹改良工事請負費70万3千円の増額でございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(上岡 義茂議員)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

討論なしと認めます。

これから議案第96号、令和5年度天城町水道事業会計補正予算(第3号)について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 日程第 1 1 陳情第 1 5 号 天城町商工会商工会館建設に係る要望書について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第 1 1、陳情第 1 5 号、天城町商工会商工会館建設に係る要望書についてを議題とします。

陳情第 1 5 号、天城町商工会商工会館建設につきましては、建設経済産業常任委員会の審査の結果、委員長より継続審査との報告がありました。

△ 日程第 1 2 発議第 3 号 天城町議会議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会の設置について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第 1 2、発議第 3 号、天城町議会議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会の設置について、提案理由の説明を求めます。

○5 番（吉村 元光議員）

発議の趣旨説明を行います。

天城町議会議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会の設置についての趣旨説明をいたします。

議員定数の見直しから 1 8 年が経過しており、人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢、議員のなり手不足の現状など、その後の議員定数をめぐる状況は大きく変化しています。

こうした状況を勘案し、天城町議会として適正な議員定数や議員報酬等について検討を行うため、天城町議会議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会を設置して、その調査、研究、論議をしなければならないと考え、議会の議決を求めるものです。

ご賛同の上、議決していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

お諮りします。天城町議会委員会条例第 5 条の規定により、天城町議会議員定数及び報酬等に関する件につきましては、議長を除く全員で構成する天城町議会議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。したがって、天城町議会議員定数及び報酬等に関する件につきましても、議長を除く全議員で構成する天城町議会議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長は委員会において互選することになっております。

互選のためしばらく休憩します。議員の方は議会控室までお願いいたします。しばらく休憩します。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時27分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま天城町議会議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、ご報告いたします。

天城町議会議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会委員長に吉村元光君、副委員長に平岡寛次君が決定しました。

お諮りします。天城町議会議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会は閉会中の継続調査とし、期限につきましては協議終了までとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。したがって、天城町議会議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会は閉会中の継続調査とし、期限につきましては協議終了まですることに決定しました。

△ 日程第13 建設経済産業常任委員会の閉会中の継続審査について

○議長（上岡 義茂議員）

日程第13、建設経済産業常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

建設経済産業常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります申し出のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

○議長(上岡 義茂議員)

日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△ 日程第15 各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

○議長(上岡 義茂議員)

日程第15、各常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付してあります所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

追加日程を配付しますので、しばらく休憩します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時41分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 追加日程第1 議案第97号 山田長満天城町公衆用道路整理基金条例
の制定について

○議長（上岡 義茂議員）

追加日程第1、議案第97号、山田長満天城町公衆用道路整理基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、ただいまから提案理由の説明を申し上げてまいります。

議案第97号、山田長満天城町公衆用道路整理基金条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

山田長満氏の意向に沿う形で、町内公衆用道路での未登記等による課題のある道路を整理することを目的として基金条例を制定するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。

○11番（前田 芳作議員）

松原の大先輩が多額のご寄附いただきました。誠にありがとうございます。この基金条例を制定するのもいいんですけども、まずは本人の一番意向としては、昔やっぱり自分が遊んだそういう道路に、まだ登記がなされていないいろんな形の未舗装の場所がある、舗装が悪いという思いがありますので、べらぼうに町内一円をどっか舗装するとか、そういったのは本人にお伺いしながら予算を執行していかないと、どこでもいいような使い方じゃあ、山田先生に申し訳ないと思っております。私たち議会のほうにも、路線が大体こちら辺をこうしたいという思いがあれば、ぜひ示してから予算の執行に当たるように、前もってこの路線はやりたいという思い

が皆さん執行部あると思いますから、そこら辺を示してからしっかりとさせていただきたい。その後の岡小、北中のご寄附も頂いておりますので、この執行に当たってもご本人の思い、そういうのを感じながら予算執行に当たっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありますか。

○1番（松山 小百合議員）

前田議員と重複する部分もございますが、山田先生におかれましては、このたび多額の寄附を頂き本当にありがとうございます。この場を借りてお礼申し上げます。私は北中学校のPTA会長もさせていただいておりますが、本当にありがたいご寄附でした。

今、条例のほうが急いでご用意していただいたと思うんですけども、細かいところが、というのは、例えば第6条で必要な事項は別に定める。要は規則を設けるとは思うんですけども、今現時点でちょっと私が懸念している部分を質問というか、お話しさせてください。

贈呈式のほうに私も出席させていただきました。山田先生のご意向としては、ご自身が英語教育に（「それは後でまた出ますので」と呼ぶ者多し）今じゃないんだ。ごめんなさい、失礼しました。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかにありませんか。

○9番（久田 高志議員）

議案第97号の条例の中身について、先ほど前田議員からも申入れがありましたけれども、やはり本町の公衆道路という表現は、この中にはかなり強引な方もいらっしゃると思います、私が見ている限りですね。やはり山田先輩、先生が、小さい頃自分が遊んでいた地域というのは、松原でいう古源辺りから松原漁港に向かうあの一角ぐらいの、そういった感じの場所じゃないのかなという思いもございます。これをやはりそういったところをまず先全て整備をして、それでも予算に余裕があるようであれば、またそのとき見直していかないと、私はこれある程度地域は指定しないと、いろんな綱引きが出てくるような気がして、山田先輩のこの思いが違う方向に行くんじゃないのかなと、幅広過ぎて当初の思いと違うような気がするんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

この条例案につきましては、寄附を頂いたときから、基金にしたかどうかとか、関係課のほうと協議してまいりました。

それと、あとこの基金、先ほどお二方の議員がおっしゃるような、その山田先生の思いというのも伺っております。そういう中で全体として、ある特定の地域だけに絞ってということはちょっと、将来的には天城町全体ということで条例案をつくらせていただきました。先ほど来あるように、まずはその意に沿うような場所のほうから当面はやっていくということになるかと思っております。

また、この条例を今回提出するに当たって、山田先生のほうにもこの条例案見ていただきました。それで、ちょっと余分なところがあったんで、それは削って下さいという向こうの意もありましたので、その意を酌んだ形での条例案となっております。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに。

○9番（久田 高志議員）

その余分なところという文言も気になるんですけども、今の課長の答弁でも、今はそうだけど、拡大解釈しますよとしか聞こえないんですよ。まず、山田先輩からの思い、大体そこを先示して、大体その予算がどのぐらいかかる必要、その松原地区のその辺のものでどのぐらいの予算がかかって、どのぐらいのものが残るぐらいは、ある程度想定はできるはずなんですよ。そういったことでしっかりと何か目的から外れんようにしてほしいんですけどね。私はこれかなり目的から外れるような気がしてなりません。まあ、外れるでしょう。これもうちょっと精査したほうがよろしくないでしょうか。

○建設課長（宮山 浩君）

お答えいたします。

この基金に積み立てられた、補正で基金をつくりまして、今建設課のほうで令和6年度の当初予算を今積み上げておりまして、公衆用道路基金事業を来年度スタートさせたいなと思っております。会計任用職員でいわゆる登記事務のできる方を雇う今つもりではおるんですが、それが会計任用で雇うのか、短期雇用でそういう方をお願いするのか、あるいは何筆、この路線、この路線という形で委託をお願いするのか、まだ最終的に決めかねてはおるんですが、今言われるように、私の考えも、いわゆる松原地区を毎年一人の方で、今登記がちゃんとできていない箇所についてを松原地区をスタートして、この予算が何年、10年なのか、15年なのか分かりませんが、その期間で松原をほぼ中心に今進めていくつもりであります。

ただ、今、久田議員がおっしゃるように、そのエリアを逸脱してしまうんじゃない

いかという懸念があるということですが、それをどういう形で逸脱しないやり方にするかというのは、ちょっとどうですかね、建設課のほうでは逸脱しないつもりではおるんですが。

○9番（久田 高志議員）

だから、逸脱しないつもりとか、そういった目的がやっぱりあるわけですから、思いがあるわけですから、そういったものはしっかりと文言にしていかないとですね。何度も言っている、強引な方がいるわけだから、どこにも書いてないがねって、簡単に突っ込んでくる人がいるわけですよ。ですから、ある程度の地区を指定をして、予算を消化していく、この基金を消化していくのがまず先。そこを完了した時点で、網羅して、それこそ山田先輩が納得した上で、基金が残るようであれば次の目的をつくれればいいわけですよ。この基金を一回条例を見直していい時期が来ると思うわけですよ。もしかしたら、この全額でも足りないかも分らんわけですよ。でも、まず当初の目的を到達させてあげてほしいです。そういった思いで寄附されているわけですので。私は、これもうちょっと、建設課長の答弁もありましたけれども、ちゃんと見直すべきだと思います。そして時期が来れば、その時期で条例を見直す。そういった手順のほうが、私は妥当だと思います。

○町長（森田 弘光君）

お答えしますということではないんですけど、山田先生がいらしたのが、10月26日に町長とお話ししたいことがあるということで役場にいらっしゃいました。その中で、今回の今議題になっている条例、また北中学校、岡前小学校への寄贈したいんだという申し出が10月26日にありました。そして、早速目録を持ってきたいんだと、それからすぐ来まして、じゃあいつしましよとなつて、11月23日に贈呈式があつて、非常に起業をしている方というのはスピード感というか、我々が頭の中が整理つかない間にお金を持ってきていただきまして、その中で山田長満先生とはいろんなお話をさせていただいたわけでありまして。

その中で私が提案理由の中で申し上げたのが、公衆用道路の未登記等による課題のある道路を、その未登記等の課題のある道路を、いわゆる課題解決のための基金を策定するということでありまして、その次の、いわゆるそこを舗装するとかそういったことについては、今私たちはこの基金では考えておりません。いろんな課題、ボトルネックですとか、また私道とか里道とかがあつて、今、久田議員がおっしゃったように、自分たちが小さいときに広場として遊んでいたこの道が、何で、大人になって帰ってきたらなくなっているんだとかですね、何かいろんな思いがあつたようでありまして、ここに至るまでの、これまたこんなことを言ったら失礼かも分かりませんが、山田長満先生の周辺で何かそんなような事案があつたのかなとか

思ったりもするところでもあります。

今議員のおっしゃるように、これが山田先生のお考えに逸脱するようなことがあってはならないというのは私たち肝に命じておりますので、また、今宮山課長がおっしゃったように、そういったいわゆる未登記、そしてなかなか整備が進みませんねというところなどをまずは解決して、そこが事業ができるような環境までは、この基金等を活用して私はできればいいなと思っております。

繰り返しになりますけど、その後、道路の舗装とかそういったことについては、現在この基金を活用するという事ではないというふうに私は考えて、今回提案をさせていただきました。またちょっと条件が違ってきたり、いろんな基金が残って大きな基金が残ったりとかいろんな形になった場合は、また山田先生と相談しながら、この基金条例の改正、そういったことにもまた必要になるのではないかとすることは、またそのときにはしっかりと議会のほうとも相談するし、当然その前の段階で、山田先生とはまたご相談をしたいというふうに考えております。

○9番（久田 高志議員）

しつこいようですが、町長ですね、町長もいつまでもいらっしゃるわけでもない、私もここにいつまでいるわけでもない、職員の皆さんだっていつまでもいるわけでもない。そうなって時が流れていくと、そういった発言が、そういった約束が、まずおかしい方向に動くんですよ。過去のいろいろな基金を見ても、当初の目的と違う方向に動いたりするわけです。だから、ちゃんとした条例をつくってくださいというお願いなんです。その後は、そんな昔の話、これどこも書いてないがねとやったら、どこでもできるんですよ。だから、町長、逆ですよ、逆。まずは条件を指定して、それで基金が残った場合に、山田先生とまた相談をして、活用方法を条例として規則として見直す。それが妥当な順番だと思いますよ。

○総務課長（福 健吉郎君）

ちょっと説明させていただきます。

今回、その条例の第5条、処分のところに公衆用道路等の整備、括弧書きで未登記等の道路等の解消、あと必要な土地の購入及び簡易な道路の舗装修繕を含むというふうに書かせていただきました。当然、この未登記に係るところをちゃんと整理します。土地のもし登記の、ですので、今議員がおっしゃっているのは、そこに、この条例の中に松原地区という明記が欲しいということでしょうか。

○9番（久田 高志議員）

それが山田先生の思いでしょう。自分が小っちゃい頃遊んでいた場所も、それらの道を先きれいに整理してほしいと。

○議長（上岡 義茂議員）

しばらく休憩します。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 0 時 01 分

○議長（上岡 義茂議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから議案第 97 号、山田長満天城町公衆用道路整理基金条例の制定について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 追加日程第 2 議案第 98 号 山田長満世界に羽ばたく岡小っ子基金条例の制定について

○議長（上岡 義茂議員）

追加日程第 2、議案第 98 号、山田長満世界に羽ばたく岡小っ子基金条例の制定について議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第 98 号、山田長満世界に羽ばたく岡小っ子基金条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

内容につきましては、山田長満氏より頂きましたご寄附を世界雄飛と島担う国際

的感覚を身につけ、未来を担う子供たちの教育振興の充実を図るために、基金条例を制定しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（松山 小百合議員）

先ほどは大変失礼いたしました。私、子を持つ保護者としてありがたいと思っております。条例につきましては、急いでつくられたということで、先ほど言いかけてましたけれども、必要な事項は別に定めると。規則でいろいろ、例えば監査委員の選定の方法だったり、支出の範囲だったり、年間利用できる範囲とか、いろいろ定めてくると思うんですけども、山田先生がご自身の奨学金立ち上げてされているようです。お会いしたときというか、式典の中でお話しされていたことが頭にあったので、ちょっとご提案というか、規則のほうでも細かく、きめ細やかにしていただきたいなということで質問です。

奨学金を受ける方、山田先生のお宅に行って、近況報告を交えてお金を頂戴するという形を取っておられるようです。もちろん今回、支出する際に関しても、例えば状況の報告というのは年に1回でもちゃんとやっていくんだろうとは思いますが、丁寧にするためにも条例もしくは規則のほうで定めていただきたいというのが一点です。

あと、設置、内容。支出の内容につきましては、山田先生がおっしゃっていた、先ほど言いかけたんですけど、自分が英語、国際社会に出て行って英語学習頑張ったけど、ちょっとなかなか習得できなかった。だから、子供たちにそういうふうに使ってほしいということであったようですよね。それも中学校、小学校で、また英語教育に関して使い方が変わってくると思うんです。でも、今先ほど久田議員もおっしゃっていたように、小学校の職員、校長先生も替わっていきます、転勤で。もちろん課長さんたちもどんどん替わっていきます。あんまりにも使用範囲が弾力的になり過ぎないかなというところが懸念されます。だから、規則のほうでも使用の範囲とかにつきましても詳細に定めていただいて、後日、規則のほうも議会で議案として上げていただけたらなという要請でした。

○教育長（院田 裕一君）

ありがとうございます。規則のほうでしっかりまた今のようなご意見、当然これは学校としっかりまた話し合って、あとの北中の部分も全く同じですけども、北中学校の今の実情とか、これからのどういう子供たちを育てていきたいのかというそういうことも含めて、規則のほうにはしっかり次の方々に引き継げられるような

そういうふうなことを考えております。

以上でございます。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありませんか。

○9番（久田 高志議員）

これも同じです。事前に全員協議会を開いて、その中の説明ですよ説明。さっきも言われましたけど、ちゃんと説明すれば、こういった議論もしなくて済むわけですよ。要は国際的感覚を身につける。英語力とか、今松山議員もありました、英語力とかそういった語学力でしょう。もう一つ説明されませんでしたか、全協では。簿記とかそういったものも取り組んでほしいという、そういった要請があるという説明しましたよね。そういった説明をするから、こっちはこういう質疑になるわけですよ。町長もさっきいろいろ言ってきましたけど、当初の全協の説明の内容を聞いていますか。だから、思いに沿うようなことをしていない、違うことをするんじゃないのと。ちゃんと思いどおりに最初伝えた。当時我々は又聞きですがね、その全員協議会で。そこで聞いたことから判断すると、おかしくないかいと言っているだけなんです。簿記はどの辺でどう付け加えてくるんですか。

○教育長（院田 裕一君）

この条例のところに簿記という言葉は今載っていませんけど、これは中学校のほうにするとときに、山田先生からそういう簿記という言葉も出ました。ただ、簿記という言葉が教科的にはないんですけど、今、総合的な学習の時間とかキャリア教育の中で年に何時間か、高校と連携をしながらやっているというようなことがありますので、お礼状の中にはしっかりそういう言葉は載せさせていただいておりますので、またそこは北中学校としっかり話し合いながら、そういうこともしっかり入れていきたいなと思っております。

○9番（久田 高志議員）

だからですね、それもさっきと同じことの、小学校も中学校、次も全部一緒ですがね。中学校もそれも書いてないわけ。皆さんがいつまでいるわけでもなく、我々がいつまでいるわけでもなく、今さっきありました、学校の先生だって転勤でいなくなりますよ。だから、そういったところをちゃんと、最初からそういう説明がなければ、全協でそういった説明がなければ、世界に通用するような人材をつくってほしいという趣旨の寄附だったと、全協で伝われば、これで十分なんです。違うことを伝えていますが、全協で。だから言っているんです。

○総務課長（福 健吉郎君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、全協の中では、英語教育とか簿記、経営に携わるような経営主になれるようなそういった人材の育成ということで説明したかと思っております。

今回のこの岡小っ子と北中の基金につきましても、設置の部分でちょっと抽象的というんですかね、世界雄飛と島担う国際的感覚、こういったところで英語教育。また、いろんな簿記の件につきましては、教育振興という中に言葉を含めた形で大きい表現をさせていただいたところでございます。

先ほど岡小のほうですね、規則を設けていくと、その運用規則なるものも、そういう中でしっかりと使う目的というんですかね、こういったことに使いましょうというのをうたっていけばいいのではないかなというふうに今感じております。

○9番（久田 高志議員）

いろいろ言っても、どうせ堂々巡りしかならない。全協で説明するときには、しっかりとした説明。そして、条例をつくるときには、その説明に応じたものをちゃんとつくるように、今後していただくように申入れしておきます。

○議長（上岡 義茂議員）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから議案第98号、山田長満世界に羽ばたく岡小っ子基金条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 追加日程第3 議案第99号 山田長満世界に飛び立つ北中の翼基金条例の制定について

○議長（上岡 義茂議員）

追加日程第3、議案第99号、山田長満世界に飛び立つ北中の翼基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

議案第99号、山田長満世界に飛び立つ北中の翼基金条例の制定について、その提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づいて、議会の議決を求めようとするものでございます。

内容につきましては、山田長満氏より頂きましたご寄附を世界雄飛と島担う国際的感覚を身につけ、未来を担う子供たちの教育振興の充実を図るため、基金条例を制定しようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

討論なしと認めます。

これから議案第99号、山田長満世界に飛び立つ北中の翼基金条例について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多し）

○議長（上岡 義茂議員）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

△ 追加日程第4 議案第100号 令和5年度天城町一般会計予算補正
（第4号）について

○議長（上岡 義茂議員）

追加日程第4、議案第100号、令和5年度天城町一般会計予算補正（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（森田 弘光君）

それでは、提案理由のご説明を申し上げます。

議案第100号、令和5年度天城町一般会計予算補正（第4号）について、そのご説明を申し上げます。

内容につきましては、山田長満氏よりの寄附及び非課税世帯への7万円支給事業に伴い、歳入歳出予算にそれぞれ2億4千925万6千円を追加し、予算総額を77億5千802万4千円に定めようとするものでございます。

その主な項目についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金で9千925万6千円の増額、寄附金で1億5千万円の増額でございます。

歳出につきましては、総務費で9千925万6千円の増額、土木費で5千万円の増額、教育費で1億円の増額となっております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（上岡 義茂議員）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○13番（平山 栄助議員）

この重点、恐らく7万円の支給だと思うんですが、どの課が担当して、いつぐらいから支給ができるのか。そこら辺スピード感を持ってされると思いますが、今、町民は物価高騰で非常にあえいでおりますので、なるべく一日でも早く届くような方向性でやっていただきたいんですが、どの課が担当されますか。

○企画財政課長（森田 博二君）

お答えいたします。

今回の物価高騰重点支援交付金につきましては、企画財政課のほうで担当いたします。今のところの予定といたしましては、議会議決いたしましたら、すぐに。対象者は、町内の非課税世帯ということになります。すぐに1月上旬には案内文書を発送いたします。それから、またご本人からの申請等を受けて、申請締切り期限は、来年4月末という予定にしております。この事業、繰越事業を想定してやっております。国のほうも繰越し可能ということでもありますので、支給は、発送してその方が申請してきたら随時支給となりますので、1月下旬か2月上旬からはできるものと思っております。これに先行しまして、3万円の支給が、今年既に終わっております。その時点で1千303件の3世帯の実績がございました。今回は少しそれにプラスアルファしまして1千380件で予算計上しております、掛ける7万円ということで。（「できる限り早く支給されるように」と呼ぶ者多し）そのように努めてまいりたいと思っております。

○議長（上岡 義茂議員）

ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

討論なしと認めます。

これから議案第100号、令和5年度天城町一般会計予算補正(第4号)について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多し)

○議長(上岡 義茂議員)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本定例会で付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第4回天城町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会 午後 0時17分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

天城町議会議長 上岡 義茂議員

天城町議会議員 平岡 寛次議員

天城町議会議員 島 和也議員

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

天城町議会議長

天城町議会議員

天城町議会議員